



少し前になりますが、大分県宇佐市にある『宇佐神宮』に行ってきました。国宝や重要文化財などの建造物が多く、年間で約150万人が訪れているそうです。全国約11万社の神社のうち、八幡宮が最も多く、約4万600社あるそうです。宇佐神宮は全国4万社余りある八幡宮の総本宮だそうです。皇室も伊勢神宮につぐ第二の宗廟として御崇敬になり、我々一般の人たちにも鎮守の神として古来より広く親しまれてきたそうです。

御祭神である八幡大神は応神天皇のご神霊で、571年に初めて宇佐の地にご示顕になりました。応神天皇は大陸の文化と産業を輸入し、新しい国づくりをされたと言われています。そして、725年に現在の地に御殿を造立し、八幡神をお祀りされました。これが宇佐神宮の創建だそうです。神輿発祥の地としても知られています。

これまでいろいろな神社に行きましたが、印象としても参道がとにかく広く長かったです。参道の途中に右上写真の大分県指定有形文化財である『宇佐参宮線26号蒸気機関車』が展示してありました。この機関車は、明治27年に九州鉄道(株)(国鉄の前身)が購入し活躍していましたが、昭和23年に機関車の大型化が進み、大分交通(株)に譲渡後、宇佐参宮線の主役になり、宇佐参宮線は大正5年3月に開業し、昭和40年8月に廃止されたそうです。

目指すは神宮内の上宮です。歩けど歩けど、なかなか辿り着けません。神宮内には足が不自由な方向けにモノレールがあるくらいです。息も上がってきたところでやっと到着しました。そこに広がってきた光景はさすが日本三大八幡宮の一つだけあり、その建物の朱塗り色彩と凛とした雰囲気はあまり経験したことがないものでした。上宮参拝後は下ったところに下宮にも参拝しました。前から行きたいと思っていたので、とても有難い時間となりました。



～あっと驚くFP講座～

★増やしたり節税するのも大事だが…★

先日、お客様からの紹介で夫50歳、妻39歳のご夫婦と会ってきました。そのご夫婦には5歳のお子さんがいます。相談内容は独り身だった夫の父が最近亡くなり、死亡保険金と現預金の相続を合わせて約数千万円を手にする事になり、その運用方法について相談したいとのことでした。夫はある程度の金融知識があり、資産運用について話はスムーズに進んでいきました。一部の資産運用でNISAを活用していきたいとの強い希望があり、妻に毎年贈与して妻のNISA枠まで最大限に使って課税されない方法をとっていきたいとのことでした。

話も大詰めを迎えようとしているとき、妻が夫に「そういえば、今回の話は将来に向けて夢がある話だけど、仮にその夢実現の途中であなたが亡くなったらどうなるの？山本さんにあのこと伝えたい方がいいんじゃないの？」と言いました。夫婦間に少し重い空気が流れたので、私はすぐさま「なにか、気になることがありますか？」と尋ねました。すると夫が「山本さん！実は私はバツイチで8年前に今の妻と結婚したんです。前妻との子供も3人おりまして、上の子は高校生になります。」と言いました。すると、妻が「もし、あなたが亡くなったとしたら、その3人のお子さんとも遺産の分け方について話をしていけないといけなくなるでしょ。子供さんたちはまだ未成年だからおそらく前の奥さんと話をしていくことになると思うの。そのときには、3人の子供さんの相続分はきちり求めてくると思うわ。」と言いました。



確かに今回のケースであれば父の財産は一人息子である夫に全額相続され、その夫が亡くなったときには、現在の妻が2分の1、夫の実子である4人の子供の法定相続分は8分の1ずつになります。よって全体の約4割が前妻側にいってしまうということになります。確かに税金がかからない手段を追求していくことも大切ですが、その途中で万が一のことがあってもちゃんと資産が守れるようにすることはもっと大切なことですよね。

そこで力を発揮するのは保険商品です。保険を利用する場合は死亡保険金受取人を指定し、預けている期間中に亡くなると受取人に支払われます。保険金は受取人固有の財産なので相続税を計算する際にはみなし相続財産として相続税の計算に入れますが、民法上の相続財産ではありません。よって他の相続人に分ける必要のない財産に換えることができます。しかし、過去の判決では“特別な事情”で生命保険金が特別受益になり、持ち戻しの計算の対象になったケースも少なくはありません。特別な事情とは保険金の額と遺産全体の額の比率や、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど、総合してみたときに不公平が著しい場合をいいます。仮にこのような判決を受けたとしても、保険商品を利用しないより利用した方がいいと思います。